

議案第71号

宝塚市立文化芸術センター条例の制定について

資料4 「平等な利用」の内容について

宝塚市立文化芸術センター条例第19条第3項各号は、指定管理者の候補者の選定に当たって、審査の基準とする事項を規定したものです。

「平等な利用」とは、高齢者や障がい者、子ども、外国人など、あらゆる住民が公の施設を利用できることであって、地方自治法第244条第2項「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」及び第3項「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」という規定の趣旨を受け、公の施設を管理するに当たっての理念として定めています。

「正当な理由」に当たるかどうかは、個々具体的に判断するほかありませんが、一般的に、(1) 利用料金を支払わない場合、(2) 予定人員を超えている場合、(3) 他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険がある場合、などは利用を断るに「正当な理由」があると解されています。また、「不当な差別的取扱い」とは、信条、性別、社会的身分等により合理的な理由なく利用を制限したり、使用料を減額することが該当します。一方で、例えば、生活困窮者への利用料金減免などは、「合理的な差別的取扱い」として許されています。